

第 3 2 号議案

加東市立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

加東市立学校施設使用条例（平成 1 8 年加東市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で、その標記部分が同じものは、改正後の欄に掲げるように改める。

改 正 前		改 正 後			
<u>別表</u> （第 7 条関係） 市立学校施設使用料		<u>別表</u> （第 7 条関係） 市立学校施設使用料			
区分	使用料	施設名称	区分	使用料	備考
講堂（屋内運動場含む。）	4 0 0 円／時間	社学園小学校	大体育館	1 時間につき	空調設備使用料
教室（1 教室につき）	2 0 0 円／時間			半面 4 0 0 円	1 時間につき

運動場	5 0 0 円／時間				
社学園中学 校 東条学園小 中学校		全面	8 0 0 円	1, 3 0 0 円	
	小体育館	1 時間につき		空調設備使用料 1 時間につき 4 0 0 円	
		半面	4 0 0 円		
		全面	8 0 0 円		
	武道場	1 時間につき	4 0 0 円		
	教室	1 時間につき	1 教室 2 0 0 円		
	野球場	1 時間につき	5 0 0 円		
	運動場	1 時間につき	5 0 0 円		
	テニスコ ート	1 時間につき	1 面 4 0 0 円		
	滝野南小学 校 滝野東小学 校 滝野中学校	屋内運動 場	1 時間につき	4 0 0 円	
教室		1 時間につき	1 教室 2 0 0 円		
運動場		1 時間につき	5 0 0 円		

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可した使用に係る使用料について適用し、同日前に許可した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

第 3 2 号議案 要旨

加東市立学校施設使用条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市立学校の屋内運動場については半面、全面の区分無く 1 時間当たりの使用料を定めている。この度、社地域小学校 5 校の閉校により屋内施設を利用していた団体が、社学園小学校及び社学園中学校の体育館の利用を開始するが、従来の小学校屋内施設よりも広くなるため、半面の利用のみでも団体の利用目的を充足することから、使用区分を細分化して使用料を定めることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

社学園小学校、社学園中学校及び東条学園小中学校の学校施設使用料の区分及び金額を定めること。（別表関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日